

バーゼル条約改正と国内プラ循環推進

◆2021年1月から改正バーゼル条約の規制が始まる

2021年1月、海洋プラスチック問題に対応するため、改正バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）に対応する国内法が施行された。条約で示される“リサイクルに適さないプラスチックごみ”を輸入国が判断し、汚れた廃プラスチック類の国際間移動が規制される。

日本の廃プラスチック類（貿易統計で分類されるプラスチックくず）の輸出相手は17年まで中国に依存してきた。しかし、中国が国内環境汚染などを理由に輸入制限をしたため、18年以降はマレーシアやベトナムなどに輸出先を変えた。また、輸出総量は17年の143万トン／年から20年に82万トン／年に減少した。

プラスチックくずの主な輸出先国	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年1月
マレーシア	3.3	7.5	22	26.2	26.1	0.72
ベトナム	6.6	12.6	12.3	11.7	17.4	0.54
台湾	6.9	9.1	17.7	15.2	14.1	0.54
中国	80.3	74.9	4.6	1.9	0.7	0.03
日本のプラスチックくず輸出量合計	152.7	143.1	100.8	89.8	82.1	2.54

単位：万トン（財務省 貿易統計）

21年1月のプラスチックくずの輸出量は2.5万トン／月と、過去3年間の同月平均と比較し55%減となった。改正バーゼル条約による影響について、今後の推移を見守ることが肝要である。循環経済への移行に向け、国内でのプラスチックの資源循環を一層促進する必要性が高まっている。

◆国内でのプラスチックの循環促進に法制化で支援

このなか3月9日、プラスチックごみ削減やリサイクル促進のための、新法案「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）案が閣議決定された。国会審議を経て、22年4月の施行を目指す。

家庭から排出されるプラスチックについては、自治体に限らず、製造・販売事業者が自らプラスチック容器包装やハンガーなど製品プラスチックを自主回収・リサイクルできるようにし、また、回収量向上の設備投資の支援が受けられる。

ハイライト

事業活動によって排出されるプラスチックについては、排出事業者がリサイクル事業者と連携して円滑にリサイクルする。そのため、都道府県知事による産業廃棄物の収集・運搬の許可がなくとも、環境相による広域の収集・運搬の認定を受け、産業廃棄物系プラスチックごみの削減やリサイクルを推進する。

また、プラスチック製造事業者には環境配慮設計に関する指針を示し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設け、再生素材やバイオプラスチックの利用促進も支援する。

◆異業種や競合企業間の協働の取り組みも出てきた

家庭系ごみを循環させる例として、花王とライオンが協業で、イトーヨーカドー店舗に洗剤など使用済みパックの回収ボックスを20年10月から設置した。回収されたパックから再生された樹脂は、再利用が容易なブロック玩具などになる。今後、複合包装材の樹脂別の分離あるいはリサイクル容易な単一素材容器の開発を行い、25年までに使用済み容器から同じ容器をつくる水平リサイクルを目指す。



事業系ごみを循環させる例として、日本マクドナルドが、昭和電工と川崎市と協働し、同社店舗で発生するストローなどの使用済みプラスチックを集め、店舗用EVバイクの水素燃料にするケミカルリサイクルの資源循環の実証を、20年12月に行った。プラスチック製造事業者と小売業との協業の可能性を示した。

これまで日本の廃プラスチックの処理は、他の可燃ごみとの焼却処理、あるいは国外処理に依存してきたが、廃プラスチックをこれまで以上に分別回収することから始め、再生材の市場を国内で形成していく必要がある。プラスチックを製造・販売する事業者は他社、リサイクル事業者、自治体などと、資源循環の新たなバリューチェーンの仕組みをつくっていくことが急務である。 【新井喜博】